

# 単身高齢者等の総合相談支援事業実施要綱

令和6年5月2日付6福祉生地第47号  
一部改正 令和8年4月1日付7福祉生地第1893号

## (目的)

第1条 本事業は、家族や親族がいない又は家族や親族がいてもそれらの者から必要な支援を受けることができない高齢者又は障害者（以下「単身高齢者等」という。）が、本人の希望に基づき生活を送りながら、自分らしく安心して人生の終えんを迎えられるよう、将来に向けて生じるであろう医療・福祉等に関する諸問題について相談対応等の必要な支援を行うことを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、事業の一部又は全部を適切な団体に委託又は助成して実施することができる。

## (事業内容)

第3条 本事業の内容は、第1条の目的に沿った以下の(1)から(6)の取組とし、このうち、(1)に掲げる支援は必須とする。また、(1)の支援に加えて複数の取組を実施できるものとする。ただし、(6)に掲げる取組は、(1)の支援を必須とせず、単一で実施する。

### (1) 総合的な相談支援（必須）

本人の希望に基づき自分らしく安心して人生の終えんを迎えるため等の支援を行う目的で、相続や遺言、葬儀、納骨、墓地等の死後の対応や終活全般等に関する一般相談及び弁護士、司法書士等による専門相談に係る窓口を設置・運営する。なお、相談対応に当たっては、必要に応じて本人情報の整理や意思決定支援の観点なども重要となる。利用料は、専門相談も含め無償とすること。

### (2) 終活意識の醸成を図る普及啓発・広報

終活に関する講演会・セミナーやエンディングノートの配布・書き方講習会、趣味のスペースへの出張講座など、可能な限りプレシニアを含む早期の段階から終活意識の醸成を図る取組を行う。

### (3) 終活情報の登録

あらかじめ本人申請に基づいた情報を自治体に登録することで、本人が病気や事故等で意思表示できなくなった時又は死亡時に、本人が指定しておいた親族や友人等のほか、警察、消防、医療機関、福祉事務所等の公的機関からの照会に対し、登録情報を開示する取組を行う。なお、定期的に登録者の状況変化へ対応する取組も含む。

### (4) 入院中サポート

事前の備えがなく、頼れる親族等がいない単身高齢者等が緊急入院した場合に、入院費

用、家賃、公共料金等の支払い代行、必需品の買い物代行、必要物品・郵便物等の配達、自宅の保全管理、委任状による預貯金の払い戻しや預け入れのサポート、福祉サービスの手続支援、退院時又は転院時の付き添いや手続支援などを行うことで、(1) や (3) の取組のほか、日常生活自立支援事業や成年後見制度など地域の福祉サービスへの早期の利用を促す。

(5) 将来の生活における不安解消に資するその他の独自の取組

(1) から (4) 及び (6) に掲げる取組のほか、単身高齢者等の将来の生活における不安解消のため必要とする取組を地域の実情に応じて行う。ただし、支援の内容や効果等について都が認めた取組とする。

(6) 相談支援体制の整備に係る検討・準備

原則として、(1) 総合的な相談支援 (必須) の次年度実施を目指し、専門家の知見の活用や、地域の実情の把握・分析による事業モデルなどの検討、相談支援コーディネーター養成などの準備を行う。

(事業対象者)

第4条 本事業の対象者は、高齢者、障害者、その家族等とする。

(関係機関等との連携)

第5条 本事業の実施主体若しくは事業の運営について委託又は助成を受けた団体は、事業の実施に当たり、必要に応じて、関連する団体、専門職等と連携し、円滑な事業の運営を図る。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。